

罹災(罹災届出)証明申請書

豊田市長

年 月 日

申請者 (罹災者)	住 所	
		電話番号
	(現在の連絡先)	
		電話番号
	※住家※の場合は世帯主、それ以外の場合は証明書が必要な人 (フリガナ)	
	氏 名	生年月日

※住家とは、現実的に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。

窓口に 来られた方 (申請者と 同じ場合は 記入不要)	住 所
	電話番号
	(フリガナ) 氏 名

罹災原因	年	月	日の	による
------	---	---	----	-----

被災住家の 所在地 (申請者住所と 同じ場合は 記入不要)	豊田市
---	-----

住家の被害	☐ 浸水被害(☐ 床上 ☐ 床下) ☐ その他被害(以下に記入) ☐ なし

住家以外の被害と物件所在地	□ なし ※申請者住所と異なる場合は物件所在地も記入してください
---------------	--

建物の 配置状況	※敷地内の建物配置と敷地に接する道路が分かる簡略図
---------------------	----------------------------------

写真による被害区分の判定(※)	☐ 希望する 写真(表札、物件全景4面、被害を受けた箇所がわかるもの)を添付 ☐ 希望しない
-----------------	--

※下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。

写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。

- ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
- ・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合
(「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定となります)

※添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。

写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

罹災証明書の必要枚数	枚
------------	---

罹災証明書の使用目的	
------------	--

住家に関する情報の内部利用同意欄	被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があります。 ☐ 確認しました
------------------	--

罹災証明書の交付方法	☐ 郵送 { 〒住所:宛先: } ☐ 窓口 ☐ 避難所(避難先:)
------------	---

申請時の注意事項

- ①現地調査の前に被害箇所が分からなくなるような修理や片付けをすると、被害程度の判定が困難となるため、あらかじめ可能な限りご自身で被害状況について写真の撮影と保存をお願いします。
- ②大規模災害時は、現地調査及び証明書の交付に時間を要することがあります。
- ③住家以外の被害のみの場合には、罹災届出証明書を交付します。
罹災届出証明書は、自然災害により被災した「建物、カーポートなどの構築物、車両、家財など」について、被災した事実を市長に届け出たことを証明するものです。(被害の程度を証明するものではありません。)

【問合せ】〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地
豊田市役所 資産税課 家屋担当 (南庁舎3階)
電話(0565)34-6983 FAX(0565)31-8969

▽事務局記入欄▽			
罹災物件 (該当箇所に○つけ)	住家のみ	住家と非住家	非住家のみ
家屋CD			
その他特記事項	◆来庁者の本人確認や委任状は不要 ・写真_____枚受理		